

【事故発生防止に関する指針】

社会福祉法人函館松寿会

1 事故対策の基本方針

社会福祉法人函館松寿会（以下「法人」という）は、事故発生防止に関する指針を定め、法人の方針とする。

（１）事故発生防止のための基本的な考え方

法人は、安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、常に改善を行う。そのためにサービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、施設の保全について計画的に取り組む。また、事故が発生した場合には、速やかに適切な対応が行えるよう常日頃から全職員で自己研鑽に取り組む、事故を未然に防ぐために必要な予見知識の習得に努める。

（２）リスクマネジメント体制整備

不適合サービス管理規程（ISO9001）に基づき、ヒヤリハットや介護事故等が発生した場合は、速やかに報告書を作成するとともに、カンファレンス、事故防止委員会でその内容を検討し、対策を実施する。

（３）事故防止委員会設置の目的

法人内での事故を未然に防ぐとともに、起こった事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行われ、利用者に最善の対応を提供することを目的とし、安全管理の体制を施設全体で取り組める体制づくりを推進する。

（４）事故防止委員会の構成委員

事故防止委員会は、施設長、管理者、生活相談員、看護職員、介護職員をもって構成する。また、安全対策担当者は施設長とする。

（５）事故防止委員会の開催

1カ月に1回開催し、介護事故発生時の未然防止、再発防止等の検討を行う。また、事故発生時等、必要に応じて随時委員会を開催する。

（６）事故防止委員会の役割

- ・ 不適合サービス管理規程、ヒヤリハット報告書、事故報告書等の整備
介護事故等、未然防止のため、定期的に規程を見直し、必要に応じて更新する。ヒヤリハット報告書、事故報告書等の様式についても定期的に見直し、必要に応じて更新する。
- ・ ヒヤリハット報告書、事故報告の分析及び改善策の検討

報告のあったヒヤリハット、事故の分析をもとに、事故発生防止のための改善策を検討する。

・改善策の周知徹底

検討された改善策を実施するために、職員に対して周知徹底を図る。

2 職員研修に係る基本方針

事故発生防止の基本的内容等の適切な知識の普及や、安全管理の徹底を図るため、職員採用時に研修を行うとともに、事故防止に関して、職員研修を定期的実施する。

3 介護事故発生時の対応に関する基本方針

介護事故発生時の対応に関する基本方針は以下の通りとする。

(1) 利用者への対応・事故報告

介護保険サービスを提供する上で事故が発生した場合、法人は利用者に対して必要な処置を講じる等、速やかな対応と迅速・適切な事故処理を行う。また、事故状況及び事故に際して取った処置については必ず記録し、損害賠償の責を負う事態に対処するため、損害賠償保険に加入する。

(2) 家族等に対する連絡・説明

家族に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に速やかに連絡を行う。また、事故の発生状況等については、適切な説明が迅速に行えるよう努める。

- ・事故発生状況及び施設職員の対応状況
- ・事故の発生原因及びその再発防止策
- ・事故による損害が発生している場合においては、施設の損害賠償の有無

(3) その他の連絡・報告について

関係するサービス事業所等に連絡し、市町村に対して介護事故等の必要な報告を行う。

4 介護事故発生防止のための取り組み

介護事故発生防止のために、事故防止委員会にて介護事故報告書を集計し、介護事故等の発生時の状況等を分析することにより、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を職員に周知した上で実施する。また、防止策の有効性については当該部署介護職員又は看護職員等が中心となり観察を行い、有効性が認められない場合には、再度、事故防止委員会にて検討する。

5 事故発生防止のための基本方針の公表

法人の事故発生防止のための基本方針は、利用者の求めに応じていつでも施設内にて

閲覧出来るようにするとともに、ホームページ上に公表し、いつでも利用者及び家族が閲覧できるようにする。

附則

- ・この指針は、平成29年12月11日から施行する。
- ・令和3年10月1日に一部改訂。